

木津屋橋武田病院 介護医療院 運営規程

(事業の目的)

第1条 開設者武田隆男が設置する木津屋橋武田病院 介護医療院（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するため、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。
 - 3 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行う。
 - 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 5 施設は、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努める。
 - 6 施設の管理者及び施設の入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員ではない。また施設の運営について、暴力団員等の支配を受けない。
 - 7 施設は前6項のほか、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」及び「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（厚生労働省令第5号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 木津屋橋武田病院 介護医療院
- (2) 所在地 京都市下京区油小路通下魚棚下ル油小路町293番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：医師1名
管理者は、所属職員を指揮監督し、適切なサービスの運営が行なわれるよう実施状況の把握その他管理を一元的に行う。また、介護支援専門員に施設サービス計画作成を担当させる。
- (2) 医師：3名以上
医師は、入所者の病状及び身体状況等その置かれている環境の的確な把握に努め、診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断を基とし必要な検査、投薬、処置等療養上妥当適切に行うとともに、医学的管理を行う。医師は、入所者の病状が急変した場合においても速やかに診察を行う体制を確保するため、宿直を行う。
- (3) 看護職員：19名以上
看護職員は医師の指示を受け、自立支援の観点から入所者の病状、心身の状況等の把握に努め、身体の清潔保持等必要な看護を行う。

(4) 理学療法士及び機能訓練指導員：1名以上

理学療法士等は、医師の指示を受け、自立支援の観点から入所者の心身の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行う。

(5) 介護支援専門員：1名以上

介護支援専門員は適切な方法により、入所者の能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明確にし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。計画担当介護支援専門員は、サービス担当従事者と協議の上、サービスの目標、達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。

(6) 介護職員：28名以上

介護職員は看護及び医学的管理下における日常生活上の世話等の介護を行うことを基本とし、必要に応じて看護職員の補助業務を行う。特に、入所者の状態等により身体の清潔保持や排泄にかかわる介護・生活の場としての付随サービスを行う。

(7) 栄養士及び管理栄養士：2名以上

管理栄養士等は、入所者の食事提供する環境の適切な衛生管理をし、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行い、適切な栄養ケア・マネジメントを実施する。

(8) 薬剤師：1名以上

薬剤師は、入所者に対して、医師の処方箋に基づき、投薬、注射等の薬剤を処方するとともに、必要に応じて服薬に関する注意、効果、副作用等に関する状況把握をし、薬学的管理指導を行う。

(9) 調理師：1名以上 入所者に対して、管理栄養士が作成した献立に沿って必要な調理を行う。

(10) 診療放射線技師：1名以上 必要に応じて、エックス線検査等を行う。

(11) 事務員：1名以上 介護報酬請求事務等事務処理を行う。

(入所定員)

第5条 施設の定数は以下のとおりとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

I型療養の入所定員：111名

内訳 2階療養棟(1F 2F) 57室、3階療養棟(3F 5F) 54室

(介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画の作成

(2) 診療

(3) 入浴

(4) 排泄

(5) 褥瘡の予防

(6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

(7) 食事

(8) 機能訓練

(9) 相談、援助

(10) レクリエーション行事

(11) その他のサービス内容は「厚生省令第5号「介護医療院の人員、設備、及び運営に関する基準に定めのある運営基準」、診療方針、機能訓練、看護、リハビリテーション、栄養、口腔衛生管理及び医学的管理の下における介護、食事の提供等を厳守して提供する。

(利用料等)

第7条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)による。

2 施設は前項の支払いを受ける額のほか、別に掲げる費用の額の支払いを受ける。

(1) 居住費・食事提供に要する費用

居住費 500 円/日 (所得に応じて減額がある)

食 費 1,955 円/日 (所得に応じて減額がある)

(2) 居住に要する費用 個室(2人部屋) 3,300 円/日 (消費税込み)

なお、入所者の希望による特別な療養室料(実費) 居住費・食費の料金及び実費利用料については、下記のとおりであり、利用者負担段階第1段階から第3段階までの利用者に関しては厚生労働省の基準費用額どおりとし利用者負担段階第4段階以上の居住費・食費は下記に記すとする。

(1) 居住費 500 円/日

(2) 食 費 1,955 円/日

(3) おやつ代: 110 円/日 (医療上の医師の許可を必要とする)

(4) テレビカード 1,000 円/枚 (消費税込み)

(5) おしぼり・タオル・寝巻き・下着リース代 165 円/日～ (消費税込み)

(6) 理美容代 1,500 円/回～ (消費税込み)

(7) 複写物 20 円/枚 (消費税込み)

(8) 死後処置代 11,000 円 (消費税込み)、死亡診断書代 7,700 円 (消費税込み)、

病衣 4,180 円 (消費税込み)

(9) その他、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。

3 前項(1)及び(2)について介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者には、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又その家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

6 費用を変更する場合には、あらかじめ入所者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

7 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者又は家族に対して交付する。

(要介護認定に係る援助)

第8条 施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行う。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 施設はサービス提供に当たり、入所者又はその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、特別な療養環境等、入所者がサービスを選択するために必要な重要事項をパンフレットに記載し同意書を交付し、書面により同意を得る。

(施設利用に当たっての留意事項)

第10条 入所者は入院生活上のルールや設備利用上の留意事項については、別添入所規定に定められたものを遵守することとする。

2 施設職員は、入所者に対して、入院時に「介護医療院契約書重要事項説明書」を提示し、医師や看護師等の医学的管理下において、規則正しい入所生活を送る留意点を説明し、同時に施設内での立ち入り禁止の場所や取り扱いに注意すること等についても懇切丁寧に説明し、利用者並びに家族から同意を得られた文書を双方それぞれ保管する。

(入退所に当たっての留意事項)

第11条 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

2 施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護医療院サービスを提供する。

3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 施設は、入所者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録する。

5 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

6 その他「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5章の2 介護医療院(第26条の2～第26条の6)」及び「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成30年1月18日厚生労働省令第5号)を遵守する。

(衛生管理等)

第12条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 管理者及び従事者は、入所者の使用する設備、食器その他の設備または飲料水について衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第13条 施設は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知徹底を図る。

(2) 施設において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に開催する。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 施設は、介護医療院サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。
- 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。
- 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(協力病院等)

- 第15条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、医療法人財団康生会武田病院を協力病院として定める。
- (1) 施設は、入所者の病状が急変した場合等において、協力医療機関に対し、医師又は看護職員が相談、診療を行う体制を常時確保し、入院を要すると認められた入所者の入院を原則受け入れるよう必要な措置を講じる。
- (2) 上記対応に必要な入所者の病歴等必要な情報について、協力医療機関と定期的にカンファレンスを実施する。
- 2 施設は、医療法人おおいしばし歯科・矯正歯科を協力歯科医療機関として定める。
- (1) 施設は、協力歯科医療機関と連携し、利用者に対し、口腔ケア管理、指導、助言を行う。

(非常災害対策)

- 第16条 施設は、非常災害対策について、消防法施行規則第3条に規定する「消防計画」及び「洪水時の避難確保・浸水防止計画」に則り、次のとおり万全を期する。
- 1 消防法第8条に規定する防火管理者を設置する。
- 2 防火管理者は管理者を当て、火元責任者には部署の責任者を当てる。これらは施設の防火管理者、火元責任者と同一とする。
- 3 自主検査については火災危険排除を主眼とした簡易な検査を始業時・終業時に行う。
- 4 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼するものとし、点検においては防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害用設備は常に有効に保持するように努めるとともに、法令に定められた基準に適合するように努める。
- 6 火災の発生や、自然災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊の編成により、任務の遂行に当たるものとする。
- 7 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- (1) 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年1回以上
- (2) 利用者を含めた総合訓練・・・年1回以上
- (3) 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時
- (4) 自然災害発生時の避難訓練・・・年1回以上

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

- 第18条 施設は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、別途利用者の意見・要望等の相談解決実施要綱を定める。
- 2 施設は、提供した介護医療院サービスの提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は、提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

- 第19条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月14日(令和2年10月1部改正)厚生労働省)を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、個人情報の利用目的については、あらかじめ事業所内に掲示し公表するとともに、利用契約時に重要事項説明書にて説明を行い、同意を得る。
- 3 職員であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者またはその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

- 第20条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束廃止の適正化の取り組み)

- 第21条 当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合はその様態及び時間、その際入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。なお、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、切迫性、非代替性及び一時性の要件を満たし、医師の指示のもとにおいて、本人・家族へ説明し、同意を得て実施するものとする。
- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会で上記事項の廃止や、介護事故防止の取り組みを行い必要な改善を行なう。
- 3 身体的拘束等の適正化を図る為、以下の措置を講ずる。
1. 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催する。
 2. 上、内容を従事者に周知徹底する。
 3. 身体的拘束等の適正化の為の指針を策定し運用する。
- 4 従事者へ身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的に開催する。

(人生の最終段階における医療・ケアの在り方への取り組み)

- 第22条 看取りについては、厚生労働省の「人生の最終段階における医療の決定プロセスに

関するガイドライン」を遵守する。

(ハラスメント対策)

第23条 施設は、職場における上司、同僚等によるハラスメント対策について、施設就業規則第75条・76条・77条により禁止と定める。

- 2 利用者、家族等からのハラスメント対策について、重要事項説明書により周知させる。
- 3 ハラスメントについての研修を年1回実施する。
- 4 ハラスメントに関する相談窓口を看護部長とする。

(地域との連携)

第24条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

- 2 施設は、その運営にあたっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努める。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 施設は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供し完結した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設開設者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

令和3年	4月1日	改正
令和4年	2月1日	改正
令和5年	10月1日	改正
令和5年	11月1日	改正
令和6年	4月1日	改正
令和7年	9月1日	改正